

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本方針

令和5年6月  
埼玉県

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

- 1 本県は、全域が都心から100kmの圏内に位置する関東地方中西部の内陸県であり、地勢は西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別されるが、総面積の61%に当たる約23万haが平野部であり、全国でも第4番目の高い耕地率を誇っている。

気候は温暖で日照も多く、利根川、荒川をはじめとする大小の河川と、これを利用した農業用水が整備され、さらに大消費地に隣接する立地条件から、古くから地域の特色を生かした多彩な農業が発達してきた。

県内でも最も都市化の進展が著しい県南都市農業地帯では、野菜や花植木、茶など集約的な農業を中心に、地域住民と農家が密接に結び付いた多彩な都市近郊農業が展開されている。

利根川水系、中川・綾瀬川水系の水利と肥沃な土壌に恵まれた平坦な優良農地が多い県東部水田農業地帯では、大規模な米麦生産地帯を形成しており、このほか野菜、花き、果樹なども発展してきている。

利根川、荒川等に接した比較的平坦で肥沃な土壌に恵まれた県北畑作農業地帯では、古くから野菜、畜産、養蚕などの農業が行われているが、近年、花植木などへの生産の取組も活発に行われ、一大産地を形成している。また、丘陵や山沿い地域では、きのこ、山菜などの特産品や観光農業が行われている。

広大な森林に囲まれた秩父地域を中心とする山間農業地帯は、こんにゃくやしいたげなどの特産品のほか、野菜や観光向けのブドウなど、山間の地形や気象等に応じたバラエティーに富んだ農林産物の生産が行われている。

- 2 本県において、その立地条件もあって、昭和30年代からの高度経済成長により急激な都市化、工業化が進行し、これに伴って、農地のかい廃、農業労働力の減少、農業生産環境の悪化などの現象も生じてきた。

農用地については、昭和40年代中ごろからの開発ブームを背景に住宅や工場への転用が進んだが、近年の農地転用面積は、年間700ha程度で推移している。

また、本県は比較的就業機会に恵まれていることから、いわゆる副業的農家が高い割合を占めており、主業農家率も全国平均を下回っているが、一方では農用地の権利移動を通じて経営規模を拡大している農家も増加してきている。

基幹的農業従事者の年齢別構成を見ると、男女とも65歳以上の割合が全

国平均より高く、農業者の高齢化が進んでおり、農業生産や地域社会の活力の低下や中山間地域を中心に遊休農地が多く見られ、担い手への農用地の利用集積など地域農業振興を図る上で障害となっている状況もみられる。

- 3 こうした状況に対し、本県農業を今後とも本県の基幹的産業として振興していくためには、生産と消費の場が近接しているという本県農業の特徴を生かした新たな都市近郊農業の確立を図る必要がある。その際、特に農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

このため、本県としては、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積や、これらの農業者の経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

また、当面効率的かつ安定的な経営の確保・育成が困難である等地域の実情に即し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営以外にも地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手像を明確にすることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

具体的には、

- (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得：560万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

この目標を達成するため、地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、地域の実情に応じて農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等の積極的な活用により、賃借権等の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、経営規模の拡大を推進する。特に本県は、施設園

芸等の集約農業が発展し、就業機会にも恵まれているため、潜在的に農用地の権利移動の可能性が高い上、米麦二毛作が可能という有利な条件にあることから、大規模米麦農業の実現が期待される。このため、地域農業集団活動等による話し合いにより、集落ぐるみで、賃貸借等や農作業受委託などによる農用地の集積や機械施設の有効利用を図り、地域全体として土地利用の高度化と生産コストの低減を促進し、実質的な経営規模の拡大を推進する。

また、集約的農業経営の展開を図るため、先端技術の活用や高収益作物の導入及びその産地形成を推進する。

併せて、高性能機械による効率的な農業経営を可能にするほ場の大区画化や地域に合った多様な農業生産を可能にする水田のはん用化などの生産基盤の整備を推進するとともに、地域計画の作成・更新を通じた地域の話合い等により、農用地の集積や集約を図る。特に、土地利用型農業にあつては、これまで地域ぐるみで農用地や農業用水の利用調整等が行われている実態を踏まえ、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農組織については、法人化を推進する。

さらに、近年、増加傾向にある新たに就農しようとする意欲のある者に対しては、農地中間管理機構における研修事業を活用して育成を図る。

また、農村における女性は、県内の基幹的農業従事者の約4割を占め農業生産の重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の共同申請等の推進を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、集落道、用排水路、共同利用施設などの維持・管理、補助労働力の提供、更には景観の保全・形成や地域イベントの開催などにおけるそれぞれの役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力していくことを通じて、農村社会の健全なコミュニティーの発展を図る。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

### ① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農者は平成29年度が300人、令和3年度は330人となっている。こうした中、本県農業の持続的な発展に向け、埼玉県農

林水産業振興基本計画に基づき、新規就農者を年間330人確保することを目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（（1）に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

就農希望者に対し、県内外での就農情報の発信や、就農相談を行うほか、就農希望者に対して農業経営に必要な栽培技術習得や農地確保のサポートを行う。

また、有機農業の専攻や農業の6次産業化、実技実習の拡大などの県農業大学の教育内容を充実するほか、就職就農の受け皿となる農業法人の育成を推進する。

（3）地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な担い手を以下のように位置づけ、その育成を図る。

① 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完する受託組織等

市町村、農業協同組合等が参画した第3セクターやサービス事業者等の農作業受託組織については、農作業の受託を通じ育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして、その育成を図る。

② 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じ、新規参入者、定年退職者及び援農ボランティア等も受け入れる多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導を図る。

特に集落を単位とした生産組織（集落営農）については、農地管理の面において重要な役割を担っている現状を踏まえつつ、組織自体の

協業経営化・法人化による組織経営体、組織内のオペレーター等の専従的農家からの個別経営体への発展が図られるものを育成し、その経営発展を加速することにより、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

③ 新たな農業の担い手となる企業等

担い手の確保が見込めず、遊休農地等の発生防止・解消が困難な地域では、地域の農業との調和の下に、農用地の有効利用の観点から、企業等の農業参入を支援するとともに、市町村や関係機関・団体と連携し、営農技術の指導や情報提供等を行い、地域の新たな担い手としての育成を図る。

地域別には、

(1) 都市化の進行が著しい県南都市農業地帯においては、秩序ある土地利用の下に都市整備との調和を図りながら優良農地の確保・保全に努める。また、特産品の一層の生産振興を図るとともに、生産技術の優れた担い手農家を中心に新技術や情報システムを活用した高度集約的な農業経営を育成する。

(2) 豊かな水を利用した大規模な米麦生産地帯を形成する県東部水田農業地帯においては、地域の担い手への農用地の利用集積により経営規模の拡大を図り、生産性の高い大規模経営を育成する。施設園芸等においては、統合環境制御技術等の活用やコンピューターを用いた経営管理などにより産地間競争に対応できる農業経営を育成する。

(3) 比較的平坦で畑作を中心とする県北畑作農業地帯においては、農用地の高度利用と生産性の向上を図るための生産基盤の整備を進めつつ、担い手への農用地の利用集積等を進めるとともに、担い手を核とした地域生産集団によるブロックローテーションの確立を図る。

また、ブランド化の推進による主産地としての機能の強化、新品種・新作物の導入やコンピューターの利用による経営の合理化など生産体制の充実による産地の活性化を図るとともに、豊かな自然に恵まれた地域の特性を生かした多彩な農産物の生産や加工、特産品の直売などによる付加価値の高い農業経営を育成する。

(4) 広大な森林に囲まれ景勝地の多い山間農業地帯においては、貴重な農地の

高度利用や生産技術の向上、高齢者の知識や労働力の活用などを図りつつ、多彩な農林産物の生産や加工品の開発とその販路の開拓、販売方式の確立を図り、観光農林業経営など恵まれた自然と風土を生かした農業経営を育成する。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標の実現を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本県で展開されている優良事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型について、これを示すと、次のとおりである。

なお、本指標の基幹的農業従事者は家族2人を基準としている。

営農類型	県南 都市	県東 水田	県北 畑作	山間
1 主穀単一（個別経営）	○	○	○	○
2 主穀単一（組織法人経営）	○	○	○	○
3 主穀単一（集落営農経営）	○	○	○	○
4 主穀・露地野菜複合	○	○	○	○
5 主穀・水産食用養殖複合		○	○	
6 施設きゅうり・露地野菜複合		○	○	
7 施設トマト・露地野菜複合		○	○	
8 施設トマト（直売）	○	○	○	○
9 施設軟弱野菜	○	○		
10 施設いちご・主穀複合		○	○	
11 露地野菜・ほうれんそう複合	○		○	
12 ブロッコリー・スイートコーン複合			○	
13 ねぎ・にんじん複合			○	
14 葉物単一	○	○		
15 なし単一	○	○	○	○
16 ぶどう単一	○	○	○	○
17 茶（個別経営）	○			○
18 茶（法人経営）	○			○
19 しいたけ			○	○
20 こんにゃく			○	○

21	酪農(加工含む)	○	○	○	○
22	肉用牛	○	○	○	○
23	養豚(加工含む)	○	○	○	○
24	養鶏	○	○	○	○
25	洋ラン	○	○	○	○
26	鉢物・苗物	○	○	○	○
27	ユリ	○	○	○	○
28	宿根アスター	○	○	○	○
29	バラ	○	○	○	○
30	植木・苗木	○		○	
31	花木鉢物	○		○	
32	養蚕複合			○	○
33	キンギョ養殖	○	○	○	○
34	山間観光農業			○	○
35	都市観光農業	○	○		
	計	25	24	30	23

#### 経営指標（略）

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の3の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

### 第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力



ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、副業的農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

このほか、本県における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、入作者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

## 2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、本県では埼玉県農林部農業支援課（以下「農業支援課」という。）を、埼玉県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）としての業務を行う拠点として位置付け、農業経営に関する助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町村等への紹介等を行うこととする。

支援センターは、以下の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣

- ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

農業支援課は、支援センターの運営内容を定めた規程（以下「運用規程」という。）について、前年度の活動状況や当年度の予算措置状況等を踏まえて年度ごとに作成する。

また、支援センターの運営に当たっては、農業支援課が指導・監督を行うとともに、支援センターは、県普及組織、県農業大学校、及び運用規程に定める伴走機関（農業系団体、商工系団体）と相互に連携して農業を担う者のサポートを行うものとする。

なお、支援センターの相談窓口は、経営関係のサポートに関しては農業支援課、就農関係のサポートに関しては農業支援課及び公益社団法人埼玉県農林公社に設置することとし、これら両者と県普及組織及び伴走機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

### 3 県が主体的に行う取組

本県は、農業を担う者を幅広く確保するため、支援センターなど関係機関と連携して、本県の農業の魅力、市町村・地域毎の受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、様々なメディアを活用した PR 活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

本県は、新たに就農しようとする青年等に対する研修の実施を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

農林振興センターは、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、計画的に巡回指導等を行う。

本県は、農業大学校において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行う。

また、児童・生徒が農業に興味・関心を持てるよう、学校ファームの取組を支援するとともに、農業が県内の高校・大学等における生徒・学生の進路の選択肢になるよう学校教育との連携活動を強化する。

### 4 関係機関との連携・役割分担の考え方

支援センターは、農業支援課、市町村、県普及組織及び伴走機関（農業系団

体、商工系団体)等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、公益社団法人埼玉県農林公社が実施する青年農業者確保育成活動等を推進する。

市町村は、就農等希望者の受入について、明日の農業担い手育成塾など市町村の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業会議、農地中間管理機構、市町村農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

農業支援サービス事業者の活用に関し、市町村は、農業支援サービス事業者に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛ける。

#### 5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市町村は、区域内の明日の農業担い手育成塾や農業協同組合などと連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び支援センターに情報提供する。

支援センターは、市町村から提供を受けた情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農等希望者に分かりやすく情報提供する。

支援センターは、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村と調整し、市町村の担当者等に紹介する。

支援センター及び県農林振興センターは、就農等希望者を市町村等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況について市町村等を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行う。

市町村は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供するとともに、支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

## 6 定着に向けた取組

市町村が策定する「地域計画」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策、青年等就農資金の積極的な活用、農林振興センターによる重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する研修会等により、さらに効率的かつ安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

## 7 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

### ア 認定新規就農者制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の普及を図る。

### イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、市町村、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

上記第2に掲げるような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

なお、農用地の利用集積に当たっては、より効率的かつ安定的な営農を可能にするため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し面的なまとまりとなるよう努める。

また、県内市町村において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、

担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図るよう努める。

なお、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	シェアの目標	備 考
県 内 全 域	5 6 %	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営の育成と、第4で示すこれらの経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの達成を図るためには、従来にも増して積極的な取組が必要である。特に本県の場合、地価が高く農用地の資産的保有の傾向が強いため、賃貸借等による権利移動の推進に加え、農作業受委託による利用集積を強力に推進する必要がある。

このため、県は関係各課、農業技術研究センター、農林振興センター、支援センター等における農業者の指導体制の強化を図るとともに、一般社団法人埼玉県農業会議、埼玉県農業協同組合中央会、埼玉県土地改良事業団体連合会、公益社団法人埼玉県農林公社等関係団体との間で埼玉県担い手育成総合支援協議会を設置すること等により相互に十分な連携を図り、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結び付くよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地

の利用集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する認定農業者制度の普及を図る。

なお、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

- (1) 農地中間管理事業については、県下各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な経営を営む者及び新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体の確保・育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な経営への農用地の利用集積及び農用地の効率的かつ総合的な利用を推進する。特に地価が高いという本県の実情を踏まえると、地域計画における目標地図の実現に向けて、賃借権等設定の促進だけでなく、農作業受委託による実質的な規模拡大を積極的に推進する必要がある。この場合、賃借料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

地域別には、大規模な個別経営体の育成を中心に進める県東部水田農業地帯や県北畑作農業地帯においては、賃借権設定等を中心に農用地の権利移動を推進し、個別経営体の規模拡大を図る。また、都市化が著しく賃借権設定が進みにくい県南都市農業地帯においては、経営の複合化や生産組織の育成等を図りつつ、農作業受委託を中心に推進し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。また、山間農業地帯においては、貴重な農用地を有効に活用するため地理的条件に応じた多様なほ場整備を推進し、生産基盤の整備と一体的に賃借権等設定や農作業受委託を進める。

- (2) 農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営体への農用地利用の集積を進めるため、地域段階において設立される担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、かつ、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域の中心的な経営体に集積する。

さらに、担い手が不足している地域では、関係者の合意の下に、地域の農用地について賃借権等の設定又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行い、適切に管理し、有効利用する農業法人の設立を推進する。

- (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地中間管理機構が行う事業、その他農業経営基盤の強化を推進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的、効果的な実施を図る。
- (4) 農林振興センター等の県内の指導機関においては、地域担い手育成総合支援協議会、市町村、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。さらに、経営の指導を担当する者の養成、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。
- (5) 効率的な農業生産を可能とするほ場の大区画化や、多様な農業生産を可能にする水田のはん用化を進めるため、農業生産基盤の整備を積極的に推進する。また、集団化した農用地の利用の効率化を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに換地を契機とした賃借権等の設定、農作業受委託等の総合的推進等により、地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。
- (6) 第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を積極的に進める。
- ① 定着に向けた取組
- 市町村が策定する「地域計画」に担い手等として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資資金、青年等就農資金の積極的な活用、農林振興センターによる重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する研修会等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

② 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 認定新規就農者制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の普及を図る。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、市町村、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益社団法人埼玉県農林公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(2) 市町村が定める地域計画の区域において特例事業を実施する場合には、当



該地域計画の達成に資することとなるように実施する。

#### 附則

(令和5年6月30日付け農ビ第299号)

- 1 この通知は、令和5年6月30日から施行する。
- 2 利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。